

保留地売買の手続きについて

① 保留地買受申請書 又は 抽選参加申込書 の提出

【身分証明書（市町村発行）、住民票抄本（本籍地記載）添付】

※申込多数の場合は抽選になります。

② 保留地売却決定通知書（町から送付）



30日以内

③ 土地売買契約（代金の10%の契約保証金、実印、印鑑登録書、印紙）



60日以内

④ 残金を指定用紙にて振り込み



⑤ 保留地受領書 の提出

※保留地の所有権移転登記の時期は土地区画整理事業の完了時になります。

それまでは保留地には登記簿が存在しませんのでご注意ください。

（嘉島町で備えている「保留地権利台帳」及び「保留地証明」が権利の証となります。）

※別途、評価額の20/1000の登録免許税が換地処分時に必要になります。

（登録免許税とは、所有権などの権利を法務局で登記する際にかかる税金です。）

※抽選申し込み期間内（町内居住者のみの受付）は「抽選参加申込書」を、それ以降は随時
先着順での受け付けとなりますので、「保留地買受申請書」にて申し込んでください。

※取得した保留地を譲渡した場合は、「権利譲渡承認申請書」を提出してください。

お問い合わせ

嘉島町役場 建設課 都市計画係

Tel 096-237-2597（直通）

Fax 096-237-2359